

平成 28 事務年度における 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

情報交換に関する国際的な動向

経済のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が複雑・多様化しています。さらに、いわゆる「パナマ文書」や BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源侵食と利益移転) についての報道等により、富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による国際的な租税回避行為に対する国民の関心が高まっています。

このような状況の中、G20 や OECD においては、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国税務当局間での協力・連携を一層推進していくこととしています。

特に、租税条約等に基づく情報交換については、2009 年 4 月のロンドン G20 サミット以降、これを拡充することの重要性が国際的な共通認識となっています。例えば、非居住者が保有する金融口座に関する情報を各国税務当局間で相互に交換するため、OECD では、「共通報告基準」(CRS: Common Reporting Standard) を策定し、G20 は、これに基づく情報交換を 2018 年までに開始する旨の共同声明を発表しています。

また、一定の多国籍企業グループに対し、国ごとの収入金額等を記載した「国別報告事項」(CbCR: Country-by-Country Report) の提出を義務付けることが、OECD の BEPS 最終報告書で勧告されています。この「国別報告事項」の提出は、多国籍企業グループの最終親会社からその居住地国の税務当局に行われますが、その税務当局から、その多国籍企業グループの子会社等の居住地国の税務当局に提供されます。

国税庁としては、こうした国際的な動きに対応して、今後とも、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施して、国際的な脱税・租税回避の把握や防止に効果的に取り組んでいきます。

平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）における我が国の情報交換の事績は、以下のとおりです。

※ 租税条約等に基づく情報交換には、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」及び「自動的情報交換」の3つの類型があり、情報交換実績もこれらの類型に分けています。

※ 我が国の情報交換ネットワークの現状については、p.13 をご参照ください。

1. 「要請に基づく情報交換」

【ポイント】

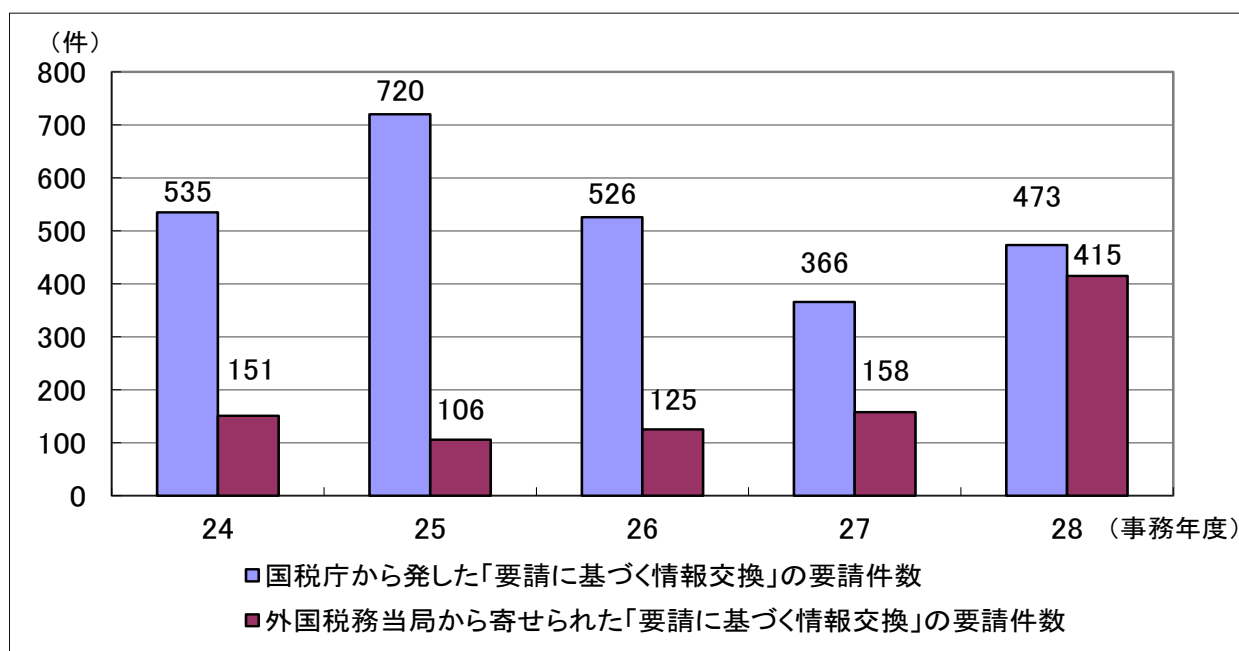
広範な情報交換ネットワークを活かし、「要請に基づく情報交換」を実施。

- 国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の件数は 473 件となりました。平成 25 事務年度から減少傾向にありましたが、平成 28 事務年度は増加に転じており、各国税務当局間の協力・連携の強化等を背景に、今後も増加していくことが見込まれます。

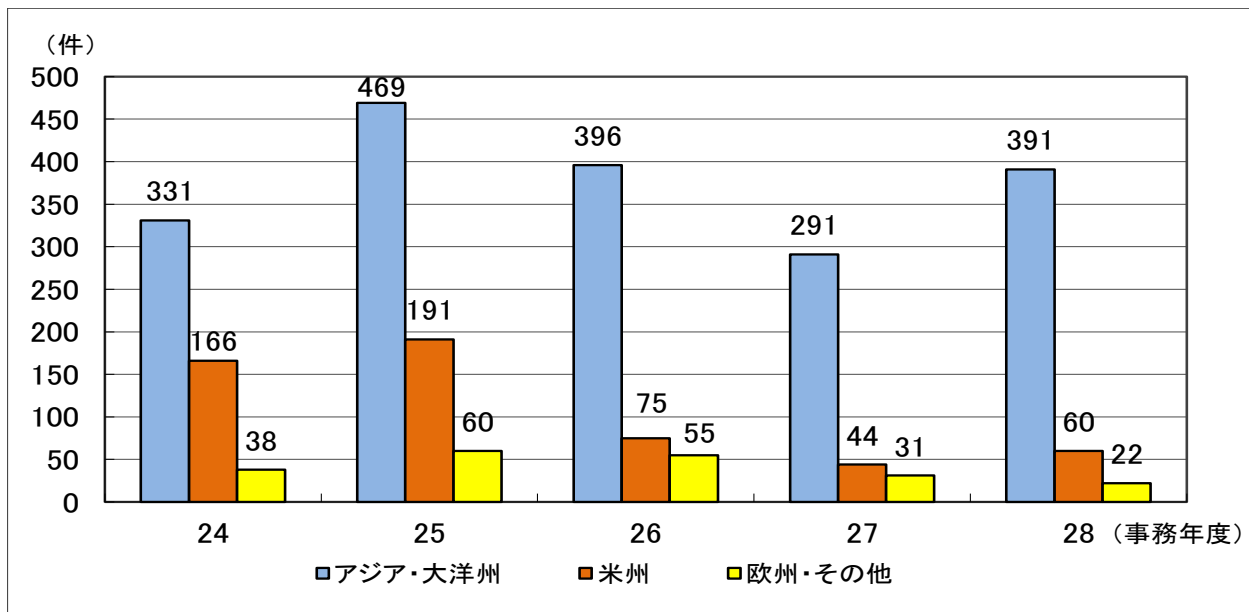
地域別にみると、我が国と経済的関係が強いアジア・大洋州の国・地域向けの要請が 391 件となり、約 8 割を占めています。

- 外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は 415 件となりました。平成 25 事務年度から 3 年連続で増加しています。

グラフ 1 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



グラフ2 「要請に基づく情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものです。
- 「要請に基づく情報交換」は、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 具体的には、これにより、外国税務当局から、海外法人の決算書等、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手できます。

「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 【国税庁から外国税務当局に対して要請・受領した情報の活用例】

内国法人の法人税調査において、その製品輸出先であるA国の居住者Bに対して支払ったとする手数料に不審点が見受けられたため、A国税務当局に対して、当該手数料の会計上の処理の確認を要請した。A国税務当局はBに接触し確認した結果、内国法人が支払ったとする金額とBが実際に受領した金額に大きな差があり、内国法人の計上する支払手数料が架空のものであることを把握した。

2. 「自発的情報交換」

【ポイント】

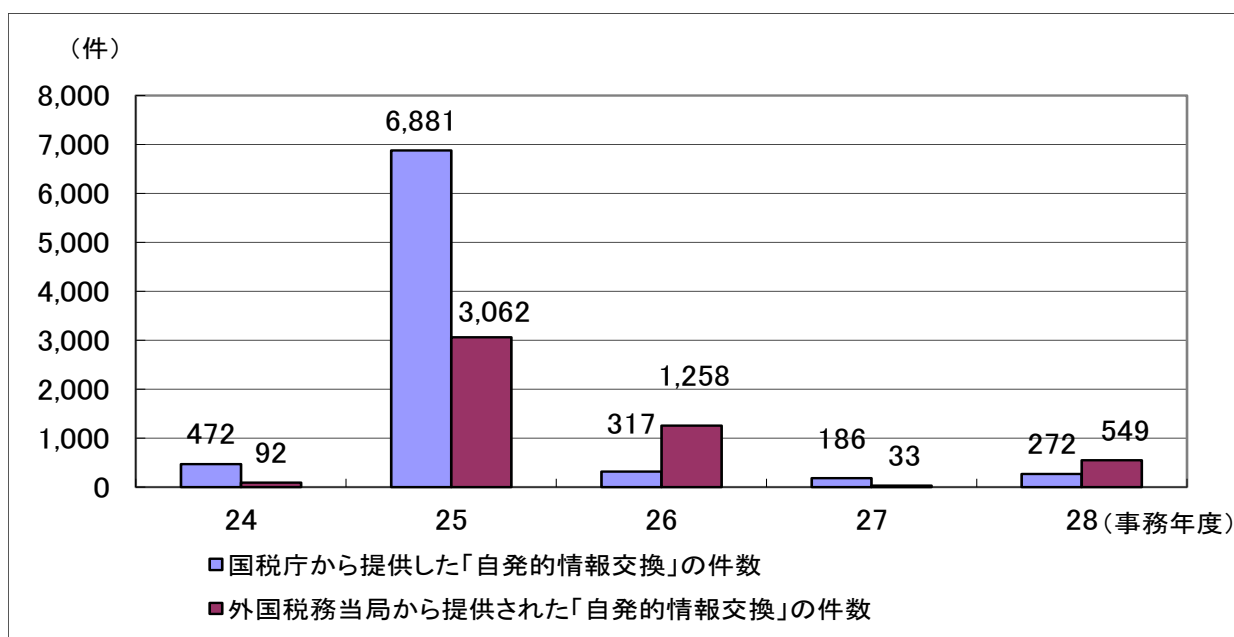
国際協力等の観点から、外国税務当局に自発的に情報を提供。

- 国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 272 件と、ほぼ例年並みの件数となっています。なお、平成 25 事務年度においては、国外送金に関する情報を提供する特別の取組みを行ったことにより件数が多くなっています。

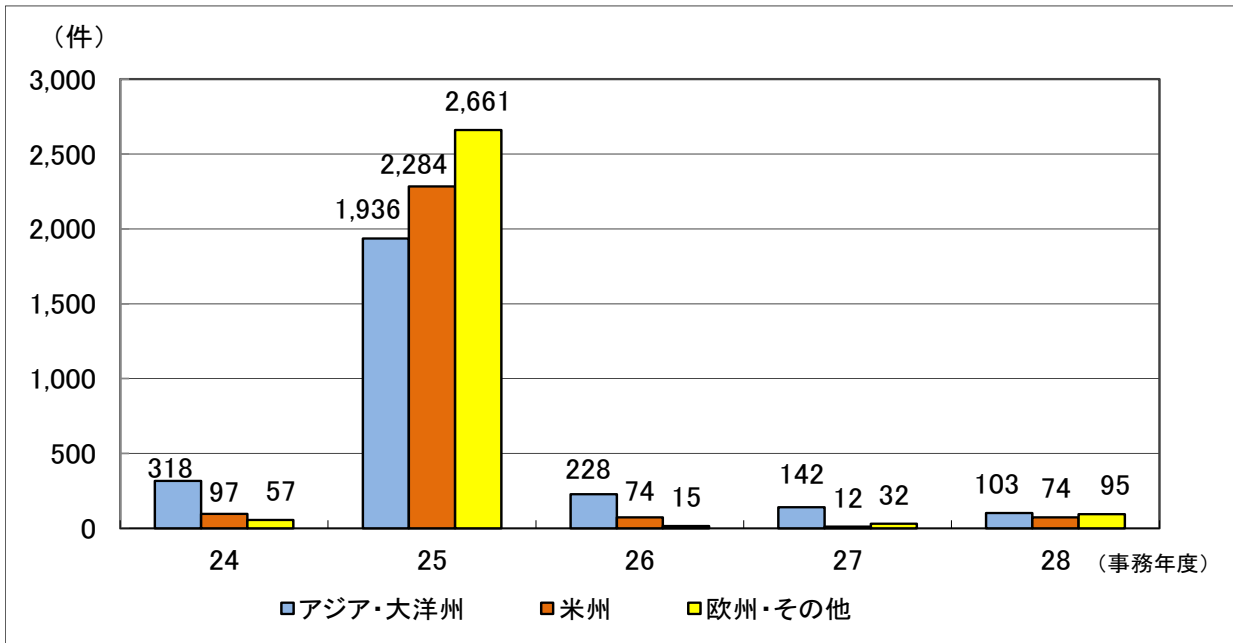
地域別にみると、アジア・大洋州の国・地域への提供が 103 件ともっとも多くなっています。

- 外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は 549 件となっています。平成 25 事務年度から減少傾向にありましたが、BEPS プロジェクトの勧告の影響等により、平成 28 事務年度は増加に転じました。

グラフ3 「自発的情報交換」の件数の推移



グラフ4 「自発的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



- 「自発的情報交換」は、国際協力等の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。

「自発的情報交換」の実施例

☆ 【国税庁から外国税務当局に情報提供をした例】
 内国法人は、C国に所在する法人Dから製品を輸入しているが、その代金はC国以外の第三国に所在する法人E名義の口座に送金されており、法人DがC国において申告すべき売上を除外していると想定されたため、C国の税務当局に対し、送金や取引に関する資料を提供した。

3. 「自動的情報交換」

【ポイント】

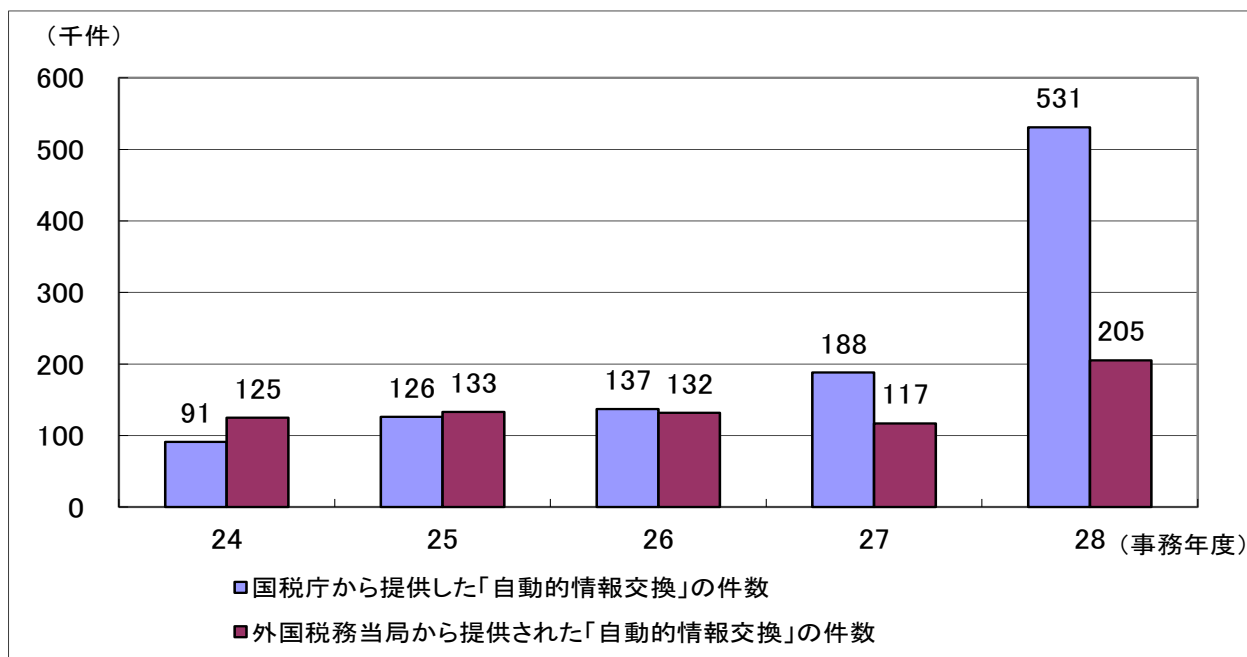
海外資産に係る透明性を高めるため、金融資産等の情報を交換。

- 国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、ICTの活用による事務処理の効率化によって、前事務年度を大きく上回る約53万1千件となりました。CRSに基づく自動的情報交換が開始する平成30事務年度以降は、さらに件数が増加することが見込まれます。

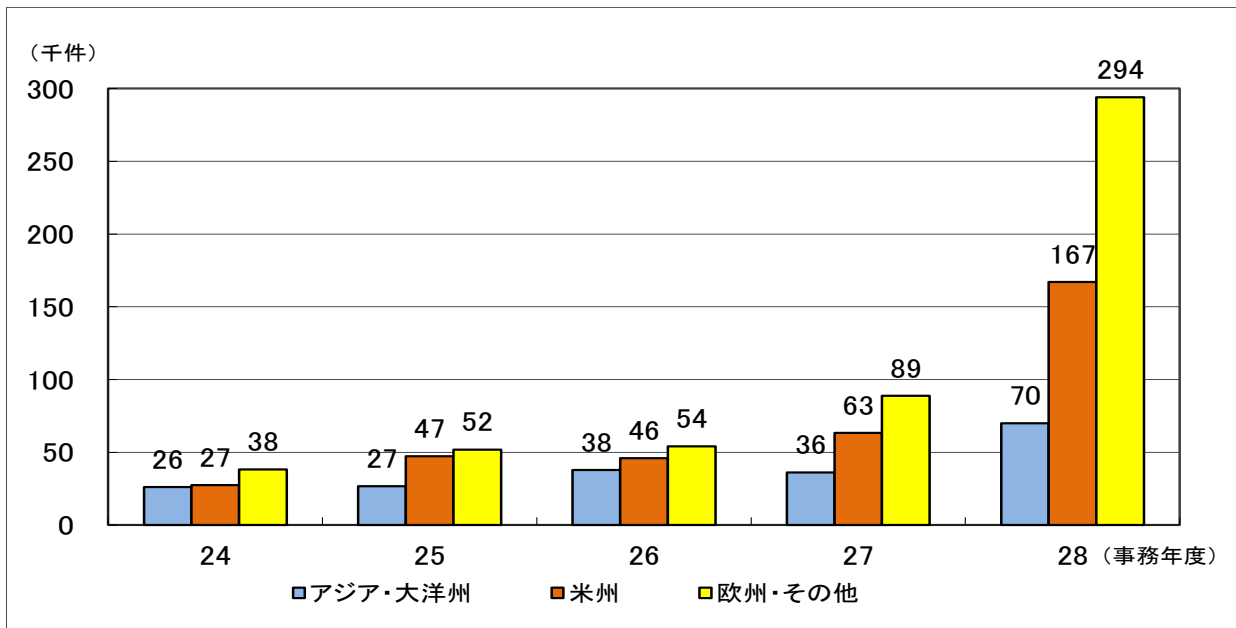
地域別にみると、日本からの利子・配当等の支払いが多い欧州・その他の国・地域向けの提供が過半数を占めています。

- 外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数も前事務年度から増加して、約20万5千件となっています。

グラフ5 「自動的情報交換」件数の推移



グラフ6 「自動的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



- 「自動的情報交換」は、法定調書から把握した非居住者等への支払等（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）についての情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものです。
- 国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供された情報を申告内容と照合し、国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなどしています。

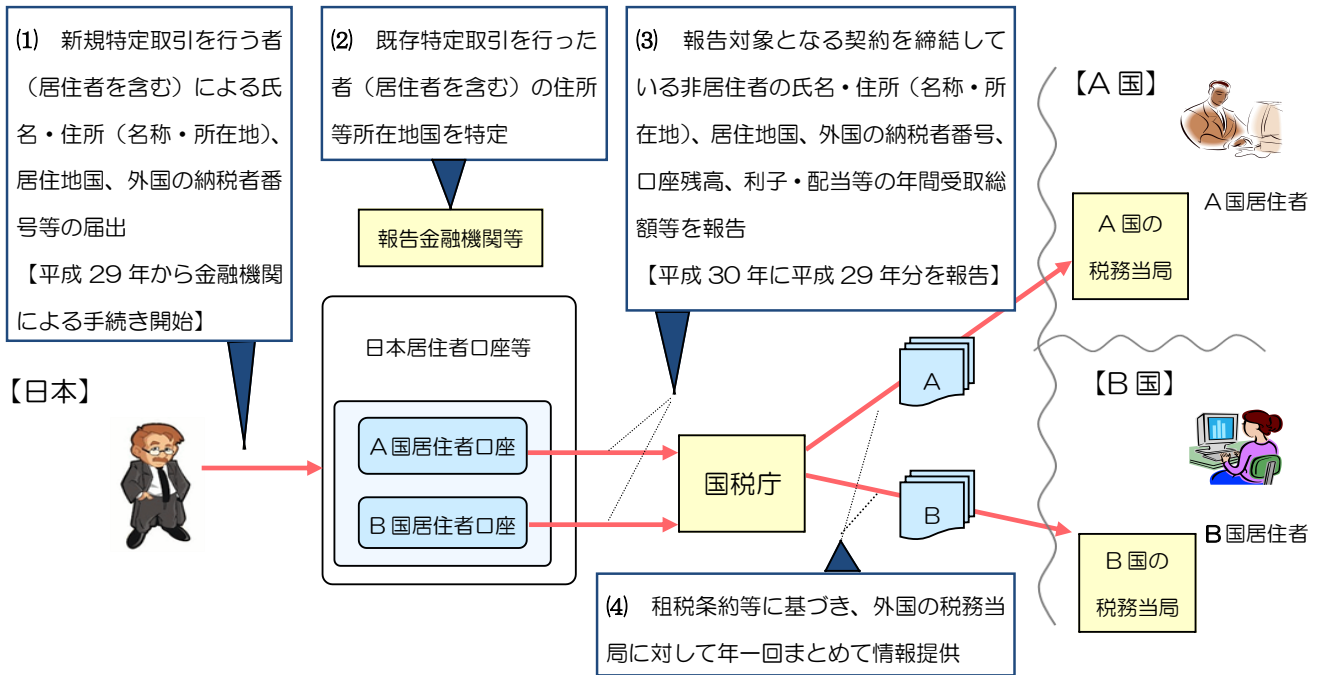
「自動的情報交換」の活用例

☆ 日本の居住者 F が海外金融機関（G 銀行）から受け取った利子に関する資料を、E 国の税務当局から入手し、これと F の申告内容を照合したところ、E 国の G 銀行に預け入れた預金に係る受取利子が申告されていなかったことを把握した。

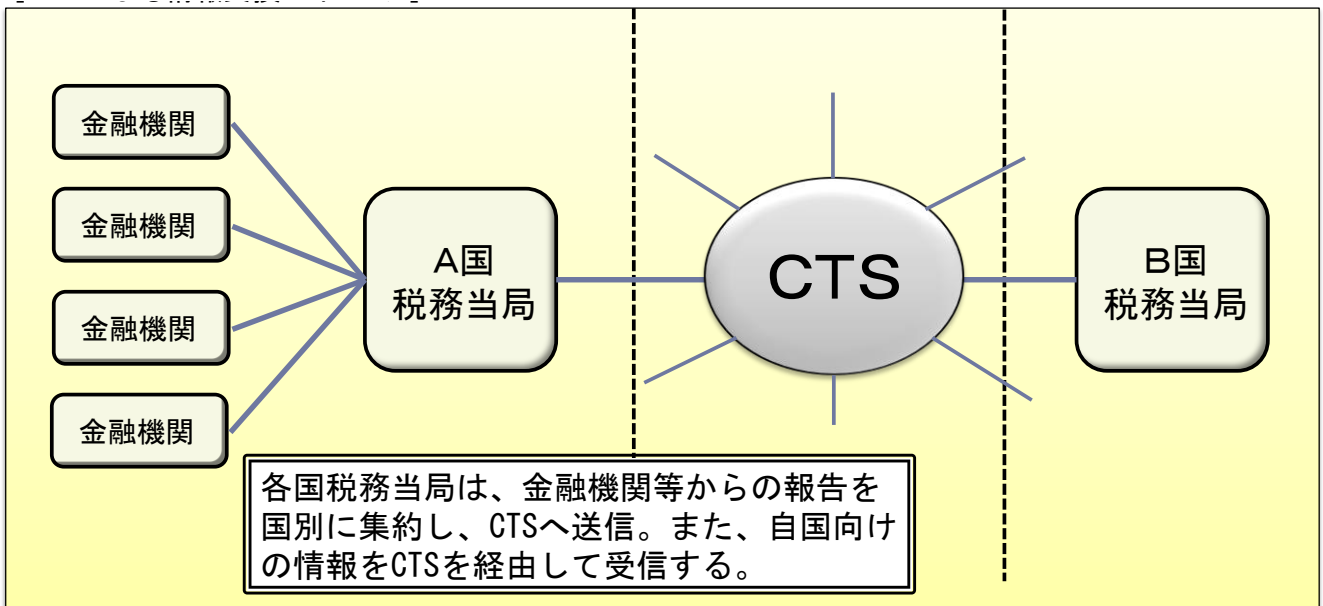
《参考 1》「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」による非居住者金融口座情報の自動的交換

- OECD が策定した「共通報告基準」（CRS：Common Reporting Standard）及びその実施細則に対応するため、我が国では、平成 27 年度税制改正において、国内に所在する金融機関が口座保有者の氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報を所轄税務署長に報告する制度を導入しました。同制度は平成 29 年 1 月 1 日から施行され、国内に所在する金融機関は、平成 30 年以後、毎年 4 月 30 日までに前年の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各外国税務当局に提供されることとなります。また、国税庁は、外国の税務当局から、日本の居住者がその国の金融機関に保有する金融口座の情報について提供を受けることとなります。
- 平成 29 年 11 月現在、我が国を含めて 102 か国・地域が、平成 30 年までに CRS に従って自動的情報交換を開始することを表明しています。ただし、我が国以外の 101 か国・地域のすべてと情報交換を直ちにするとということではなく、相手の国・地域の国内法の整備状況や金融機関のセキュリティの状況などにより、情報交換ができない場合もあります。平成 29 年 11 月現在、我が国は 64 か国・地域と情報の交換が可能となっています。
- CRS による非居住者金融口座情報の自動的交換は、OECD が開発した共通送受信システム（CTS：Common Transmission System）を経由して行います。CTS へのアクセスは事前に登録された電子証明書による認証が必要とされるほか、通信経路を暗号化するなどにより高度な安全性が担保されています。
- CRS による非居住者金融口座情報の自動的交換を実施することにより、外国の金融機関を利用した脱税・租税回避の把握や防止に繋がることが期待されます。
- なお、本制度の詳細な内容を説明するため、国税庁ホームページに、「CRS コーナー」（<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>）を設置し、関連情報（リーフレット、FAQ、OECD 公開情報等）を掲載しているほか、金融機関や納税者に対する周知、広報に努めています。

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（イメージ）



CTSによる情報交換のイメージ



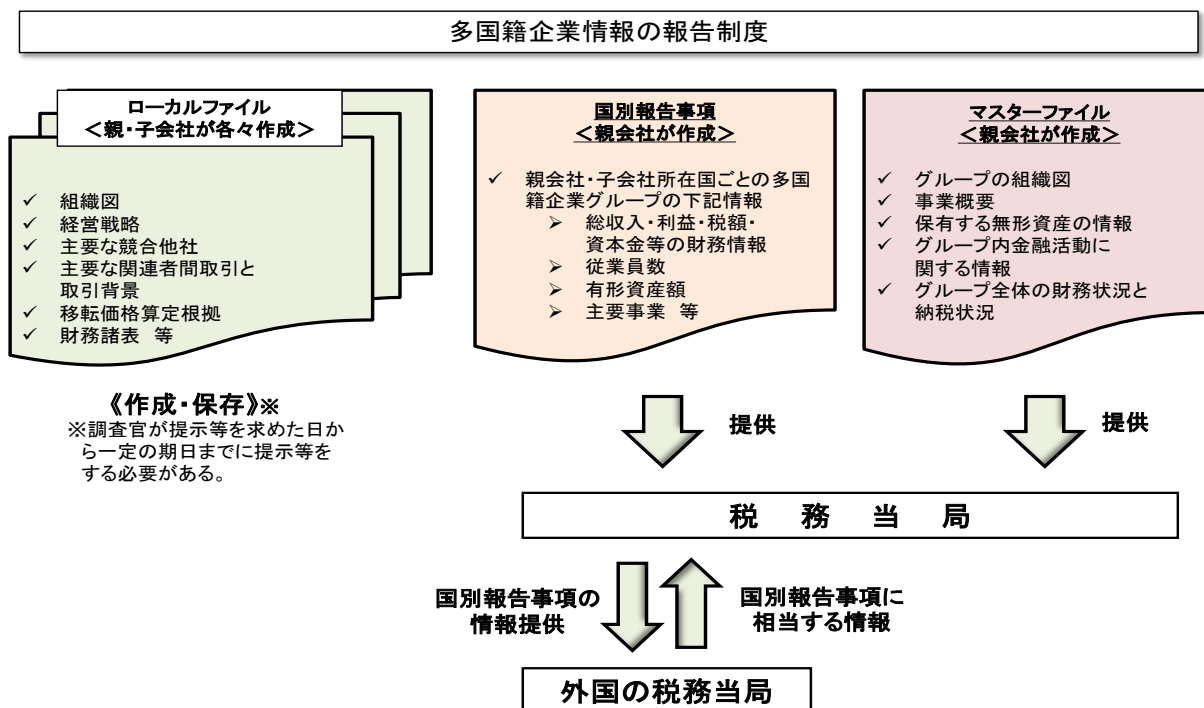
自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況

(2017年11月1日現在)

2017年までに初回交換		2018年までに初回交換	
アイスランド	スロベニア	アゼルバイジャン	(中)香港
アイルランド	セーシェル	アラブ首長国連邦	(中)マカオ
アルゼンチン	チェコ	アンティグア・バーブーダ	チリ
イギリス	デンマーク	アンドラ	(丁)グリーンランド
(英)アンギラ	(丁)フェロー諸島	イスラエル	ドミニカ
(英)英領バージン諸島	ドイツ	インドネシア	トリニダード・トバゴ
(英)ガーンジー	ノルウェー	ウルグアイ	トルコ
(英)ケイマン諸島	ハンガリー	オーストラリア	ナウル
(英)ジブラルタル	フィンランド	オーストリア	ニウエ
(英)ジャージー	フランス	(蘭)アルバ	日本
(英)ターコス・カイコス諸島	ブルガリア	(蘭)キュラソー	ニュージーランド
(英)バミューダ	ベルギー	(蘭)セント・マーティン	パキスタン
(英)マン島	ポーランド	ガーナ	パナマ
(英)モントセラト	ポルトガル	カタール	バヌアツ
イタリア	マルタ	カナダ	バハマ
インド	南アフリカ	クウェート	バルバドス
エストニア	メキシコ	クック諸島	バーレーン
オランダ	ラトビア	グレナダ	ブラジル
韓国	リトアニア	コスタリカ	ブルネイ
キプロス	リヒテンシュタイン	サウジアラビア	ペリீズ
ギリシャ	ルーマニア	サモア	マーシャル諸島
クロアチア	ルクセンブルク	シンガポール	マレーシア
コロンビア		スイス	モナコ
サンマリノ		セントクリストファー・ネーヴィス	モーリシャス
スウェーデン		セントビンセント及びグレナディーン諸島	レバノン
スペイン		セントルシア	ロシア
スロバキア		中国	
	[49 各国・地域]		[53 各国・地域]

《参考 2》 「国別報告事項 (CbCR: Country-by-Country Report)」

- 多国籍企業のグローバルな事業活動や納税の実態を把握するため、BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、平成 28 年度税制改正において、多国籍企業グループの国ごとの事業活動状況に関する情報（「国別報告事項」）、多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報（「事業概況報告事項（マスターファイル）」）及び関連者との取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報（「ローカルファイル」）を所轄税務署長に提供（又は作成・保存）することが義務付けられました。
- 国別報告事項及びマスターファイルについては、直前の会計年度の総収入金額が 1,000 億円以上である多国籍企業グループの最終親会社等が、会計年度の終了の日の翌日から 1 年以内に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提供することとされました（平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度から適用）。このうち、国別報告事項は、租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に情報提供されます。我が国では、平成 30 年 9 月までに、外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国から国別報告事項に相当する情報を受領することになります。



《参考3》

我が国の情報交換ネットワークの現状

【ポイント】

情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークも、123か国・地域をカバーするまで拡大。

- 平成29年11月1日現在、我が国では69の二国間租税条約等（注）が発効しており、これらの全てに情報交換を実施するための規定が設けられています。最近では、チリ（平成28年12月）、パナマ（平成29年3月）、ラトビア（平成29年7月）及びスロベニア（平成29年8月）との租税条約等が発効しています。

（注）二国間租税条約等には、租税条約のほか租税協定、情報交換協定、日台民間租税取決めが含まれます。

- また、平成25年10月1日には、多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約（以下「執行共助条約」といいます。）が我が国において発効しました。

執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約の締結により、より多くの国・地域と情報交換を行うことが可能になっています。

平成29年11月現在、執行共助条約が発効している国は、我が国を除いて84か国です。

- 二国間租税条約等及び執行共助条約を合わせると、平成29年11月現在、我が国の情報交換ネットワークは123か国・地域をカバーするものとなっています。

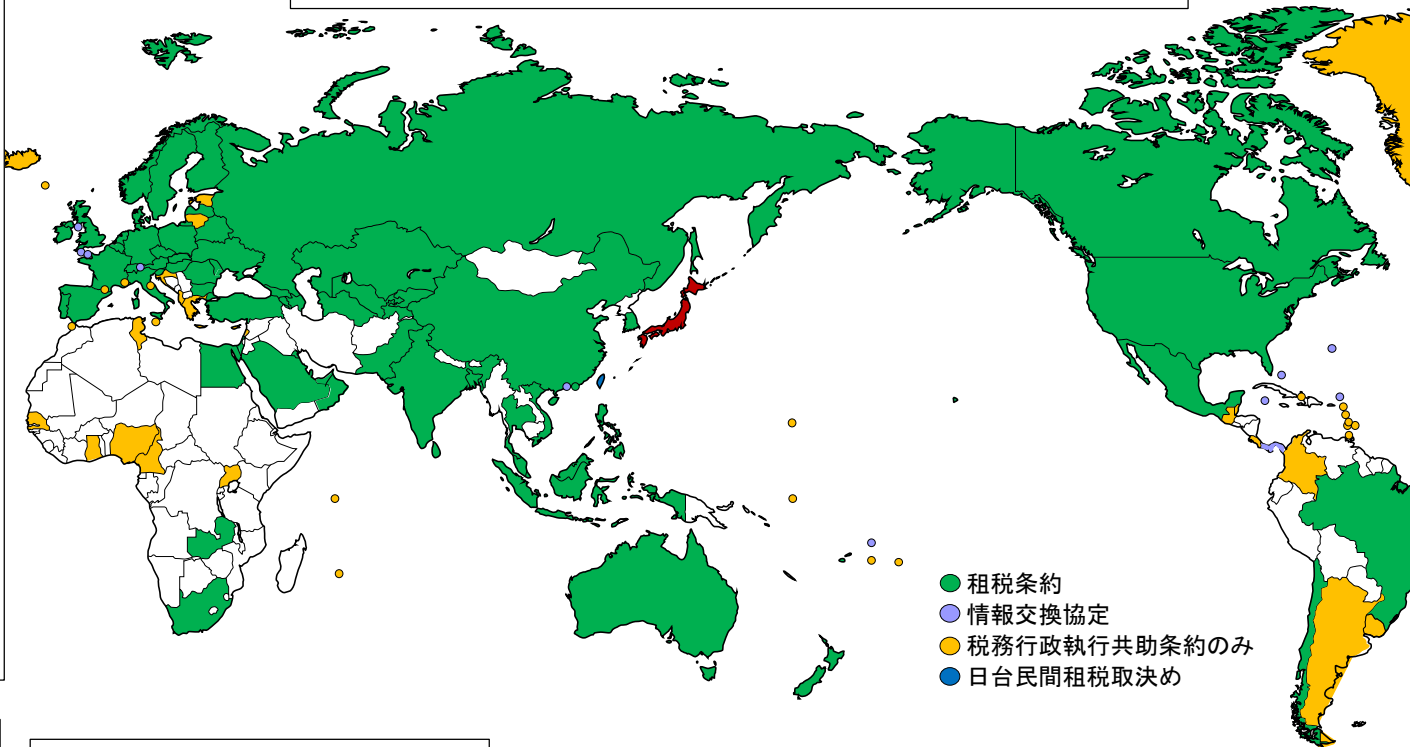
我が国の租税条約ネットワーク

《70 条約等、123 か国・地域適用／平成 29 年 11 月 1 日現在》(注1)(注2)

欧州 (42)	
アイルランド	ハンガリー
イギリス	フィンランド
イタリア	フランス
オーストリア	ブルガリア
オランダ	ベルギー
スイス	ポルトガル
スウェーデン	ポーランド
スペイン	ラトビア
スロバキア	ルクセンブルク
スロベニア	ルーマニア
チェコ	ガーンジー(※)
デンマーク	ジャージー(※)
ドイツ	マン島(※)
ノルウェー	北アイルランド(※)
(執行共助条約のみ)	
アイスランド	クロアチア
アルバニア	サンマリノ
アンドラ	ジブラルタル
エストニア	フェロー諸島
キプロス	マルタ
ギリシャ	モナコ
グリーンランド	リトアニア

ロシア・NIS諸国 (12)			
アゼルバイジャン	ウズベキスタン	ジョージア	ベラルーシ
アルメニア	カザフスタン	タジキスタン	モルドバ
ウクライナ	キルギス	トルクメニスタン	ロシア

北米・中南米 (26)	
アメリカ	
カナダ	
チリ	
ブラジル	
メキシコ	
ケイマン諸島(※)	
英領バージン諸島(※)	
パナマ(※)	
バハマ(※)	
バミューダ(※)	
(執行共助条約のみ)	
アルゼンチン	
アルバ	
アンギラ	
ウルグアイ	
キュラソー	
グアテマラ	
コスタリカ	
コロンビア	
セントクリストファー・ネーグイス	
セントビンセント及びグレナディーン諸島	
セントマーティン	
セントルシア	
ターコス・カイコス諸島	
バルバトス	
ペリーズ	
モンセラット	



アフリカ (11)	
エジプト	南アフリカ
ザンビア	
(執行共助条約のみ)	
ウガンダ	セネガル
ガーナ	チュニジア
カメルーン	ナイジェリア
セーシェル	モーリシャス

中東 (8)	
アラブ首長国連邦	クウェート
イスラエル	サウジアラビア
オマーン	トルコ
カタール	
(執行共助条約のみ)	
レバノン	

アジア・大洋州 (24)					
インド	韓国	タイ	パキスタン	フィリピン	香港
インドネシア	シンガポール	中国	バングラデシュ	ブルネイ	マレーシア
オーストラリア	スリランカ	ニュージーランド	フィジー	ベトナム	台湾(注3)
クック諸島	ナウル	ニウエ	マーシャル諸島	サモア(※)	

(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
 ・租税条約(二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約): 57本、68か国・地域
 ・情報交換協定(租税に関する情報交換を主たる内容とする条約): 11本、11か国・地域(図中、(※)で表示)
 ・税務行政執行共助条約: 締約国は我が国を除いて84か国(図中、国名に下線)。適用拡張により99か国・地域に適用(図中、適用拡張地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は43か国・地域。
 ・日台民間租税取決め: 1本、1地域
 (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。